

専門社会事業の問題点

—日本ソシアル・ワーカー協会の育成のために—

嶋田啓一郎

- 一 海外理論導入における現実的考慮の重要性
- 二 心理的側面優勢化の傾向
- 三 社会事業における心理的要因の重要意義
- 四 ワーカー・クライアント関係の深化
- 五 非審判的態度と攻勢的社会事業
- 六 診断派・機能派論争と心理主義の限界性
- 七 ソシアル・アクションおよび社会的政策の重要性
- 八 社会事業の専門職的性格

昭和卅五年秋、日本ソシアル・ワーカー協会の結成をみるに至ったことは、わが国の社会福祉発展の歴史に新紀元を画する重要意義をもつ。法律家や医師と並んで、社会事業家が社会に貢献する独自の「専門職業」を担当する職業人として、自己の社会的地位を確立しようとするこの協会の設立意図は、社会事業の本質的課題、社会事業の固有の領域とわが国における展開方向の奈辺にあるかを、改めて問わしめる機会を齎したのである。

昭和卅四年秋の東京における国際社会事業会議の会期中に催された国際ソーシャル・ワーカー協会会議に、竹内愛二教授とともに出席した私は、社会事業の欧米的レベルと日本的レベルとの格差を埋める相当に長い期間の努力無しには、欧米の意味での専門職の確立は困難であることを痛感せしめられたのであるが、それだけにまたわが国における協会の使命は一層大であることを教えられたのである。英国のバーバラ・ウートン教授は、「もし過去の経験が従うべき何ものかを持つとすれば、米国の社会事業家たちが今日為すところのことは、明日は欧州の社会事業家たちの為すところとなるであろう。」^{〔註〕}と言ったが、社会事業において先進的役割を果たしてきた欧米社会事業家の過去の経験は、明日のわが国社会事業実践にも亦、尠なからぬ影響を及ぼすであろう。しかし社会進歩の条件を異にする国々における文化接触変容 (acculturation) が喚びおこすさまざまな問題は、社会事業の領域においても、幾多の困難を孕んでいる。その客観状態への透徹した認識を欠く場合には、いかに優れた理論や技術の体系も、日本の社会事業の風土に即応して、手堅い前向きな態勢を確立するものとはならない。

〔註〕 Barbara Wootton: *Social Science and Social Pathology*, London, 1959, p. 283.

日本社会は、永い鎖国政策のあと、先進国との懸隔を急速に狭めようとする資本主義経済の内面的要求そのものに基いて、半封建的権力構造を牢固として維持しながら、資本蓄積を強行する過程を辿らざるを得なかった。明治維新は、欧州における民主革命の典型に追隨することを許さなかった。日本におけるブルジョア革命は、第二次世界大戦の結果として外部から持ち込まれた社会革新にいたるまで、「なしくずしの民主革命」の形をとらざるを得ず、「家」における家父長的家族主義や企業における経営家族主義、また社会機構の隅々にまで浸透する権威的官僚主義の残存は、自由にして合理的に自己の行動を規制し得る近代的「個人」を十分に育てることを妨げ、個人と集団との独特の不調整を不可避とする社会関係をつくりあげている。そのような社会的背景においては、例えばシャロット・トウルがその論文『現代社会におけるソーシャル・ケースワーク』に強調しているような、民主主義社会における個人の価値についての概

念こそ、専門職としての社会事業の基礎を為すという見解^{〔註〕}も、民主主義社会や個人の価値という概念の含むニュアンスの相違から、わが国ではそのままには受け容れ難いものと感ぜられるであらう。

〔註〕 Charlotte Towle, "Social Case Work in Modern Society," Social Service Review, XX (1946), 165-79.

社会事業理論の導入には、社会的背景の相違が問題となるだけではない。欧州における社会事業理論の発展は、それぞれの国の社会構造と同時に、その国の科学水準の発展段階を反映するものであって、特定の国の特殊な事情を背景として組立てられた理論は、その特殊性のゆえに、直ちにそれを普遍的に妥当するものとして受け容れることはできないしかもそれだけではなく、それらの理論はそれぞれの国の実践論理の展開段階に制約せられて、幾多の誤謬や不十分さを伴い勝ちであり、慎重な検討を加えること無しには移入を許されない場合が尠くないのである。諸国において実験せられ、それが一定条件の社会構造においては有効性をもつことを証明されたとするならば、その知識を活用することには、国境を超えて進む科学的研究の常道として、聊かの躊躇をも感ずべきではないが、科学的研究が理論的適格性を保ち得るためには、盲目的追従ではなく、その実践理論の歴史的変遷の道程と現在の妥当性をめぐる問題点とを考慮して、長短を取捨選択し、他国の誤謬を直輸入する愚かさを避け、着実にして無駄のない学問的手続きを辿ってゆかなければならない。

いまのわが国の社会福祉学界には、海外の先進理論に学んで国際的普遍性を追求しようとする熱意に駆られて、社会的背景の相違やその理論の妥当性への十分な吟味を加えることもなく、性急に外国理論の導入を急ぐ傾向や、逆にまた一部には、欧米理論への封鎖的な学問的風土に馴染んで、普遍性をもたない日本の特殊性の主張のなかに安住しようとする一面性が無いとは言えない。ますます日本的に、ますます世界的に——普遍性のなかの特殊性に正しい位置を与えらるために、われわれの社会福祉理論は、日本社会の現実に対応する実践活動の方向を求めながら、その前途に正しい展望をもち得るような国際的視野をもたなければならない。

日本ソシアル・ワーカー協会の今後の積極的活動には、わが国における専門社会事業の成立と発展の歴史的事情から、

欧米理論の急激な導入を必要とするであろうが、その理論構造の正確な理解と同時に、問題の所在を周到に把握して、日本の環境における専門職確立への途を堅実に前進し得る用意がなくてはならない。そのような願いが、本稿に今日の専門社会事業の問題点を問わしめる直接の動機となっている。

二

専門社会事業は、その活動の源流を、米国ではなく、英国の慈善組織化協会 (The Charity Organization Society) に求めることができる。十九世紀の末葉、その活動家たちは、広汎に存在する貧困が貧困者みずからの責任のみに帰せらるべきではなく、社会制度の責任に帰せらるべきことを自覚するとともに、トマス・チャルマース (Thomas Chalmers) の社会観に基いて、極貧者個人の行動改善 (a behavior reform) による更生を計るべきであると考え始めた。貧困者の更生には、その当面する状態の綿密な調査と本人並びにその周囲にある人々とのインタヴューを必要とし、ヴォランティアを中心とする「友愛訪問者」 (the "friendly visitors") による個人的訪問、助言、経済的援助等を伴うべきものと解せられた。個人に対する環境的影響に関する新しい認識は、折から時代を風靡した環境決定論の大勢に支持されて、社会改善運動を促進させたが、経済条件の改善にもかかわらず、凡ての個人的問題がそれによって解決されるわけではなく、コミュニティ・サービスを正しく活用し得るよう^(註)に、個人を理解し援助することが必要と感ぜられた。ソシアル・ケースワークの発端は、斯くして開かれたのである。

(註) Walter Friedlander, *Introduction to Social Welfare*, New York, 1955, pp. 168-169.

理論的には、ケースワークは個人とともに働くべきもので、個人のために働くのではないと教えられながら、友愛訪問者たちは社会的・経済的に優越者の立場に立つ者として、クライアントに対して温情的で尊大な気風を免れ得なかつたが、社会事業教育の普及による有給社会事業家の増加は、次第に斯かる気風を払拭して、面接、社会調査、社会診

断、治療における科学的方法の探求に向わしめた。米国におけるラッセル・セージ財団の慈善組織化部のディレクターの職に在ったメリー・E・リッチモンドの『社会的診断』(Mary E. Richmond, *Social Diagnosis*, New York, 1917)は、そのような時代的背景において公刊されたケースワーク過程に關する最初の体系的叙述であった。

リッチモンドはケースワークを定義して、「ケースワークとは、人間とその社会的環境の間に意識的調整を個人的に遂行することによって、パーソナリティの発達をはかる諸過程〔註1〕からなる。」〔註1〕と言ひ、他の書では「個人对个人の關係において、人間对社会の調整を通して、パーソナリティを発達せしめる諸過程〔註2〕」と述べているが、リッチモンドにおいて最重要と考えられたものは、未だ個人相互間の内面的な心理学的要因ではなく、環境・生活条件・労働事情における外面的改善であった。しかし、折から急速な発達を示しつつあった精神医学、精神分析学は、社会事業家に新しい視野を与え始めた。ヴァージニア・P・ロビンソン (Virginia P. Robinson) は、既に一九一九年の疾きにおいて米国では「精神医学は全国社会事業大会を席捲した。」と述べている〔註3〕。米国社会事業において、経済的側面より心理的側面への転換を決定的なものとしたのは、一九三〇年代の経済恐慌による公的救済サービスの飛躍的拡充の時期であった。従前の社会事業家タイプは、これによって転落の憂き目をみるに至った。アーサー・P・マイルズ (Arthur Miles) によれば、「殆んど一夜のうちに民間ケースワーク機関は、その主要機能を奪われ、租税基金からの補助は打切られた。その結果として、それら諸機関は救済提供からは独立に発展することのできるケースワーク・サービスへ、極く自然に転換して行〔註4〕った。」

〔註1〕 Mary E. Richmond, *What is Social Case Work?* New York, 1922, pp. 98-99.

〔註2〕 Mary E. Richmond, *The Long View*, New York, 1930, p. 77A.

〔註3〕及び註4〕 Arthur P. Miles, *American Social Work Theory*, New York, 1954, p. 107.

米国社会事業が、この時期において経済的救済への重責を緩和されて、クライアントの心理的諸問題に視線を向け始

めた事情は、未だ社会保障が初期的段階を脱し得ないわが国とは、環境を異にしていることに注目しておく必要があるであろう。わが国の専門社会事業が、当時の米国社会事業家と同じ感覚をもって、心理主義に偏向するとすれば、後述するような最近の米国における心理主義自体への反省をここには問わぬとしても、わが国社会福祉に課せられた経済的・社会的な緊急課題を等閑視するものという非難を免れ得ないであろう。

一九二〇年代より米国社会事業に特に重要視されたのは、言うまでもなくフロイド (Sigmund Freud) の精神分析学や、その門下のアドラー (Alfred Adler) ランク (Otto Rank) ニュンツ (C. C. Jung) 等のダイナミック心理学の理論であった。マイルズは、当時の社会事業理論においては、フロイド理論からの逸脱は、「真正のスターリニストがトロツキー主義者を評価する場合と同じような恐怖をもってみられていた。」^[註]とさえ述懐している。既に一九〇五年頃、米国の綜合病院ではケースワーカーが医師の診断・治療を援助するために雇用されていたが、第一次大戦に兵士たちの心理的或いは精神衛生的側面の実際の必要から、特にサイキアトリック・ケースワークが急激に重要視され始めた。ここで理解され始めたのは、人間行動は恣意的に選択されたり偶発的に生じたりするものではなく、個人の有機的組織体および感情に対する本人並びに家族周辺の性格発達の所産であるということであった。社会における個人と集団との不調整において、クライアアントは自己の行動の動機付け (motivation) を理解せず、合理化 (rationalization) によって自己の行為の真の動機 (motive) を隠蔽しようと試みる。「無意識」に関するフロイドの発見は、理性よりも感情の方がわれらの行動をより多く支配するということであった。フロイドは乳幼児の諸経験は、屢々、成人の基本的人格構造を支配することを強調する。そのことは、心理学理論と自己の活動とを融合せしめようとした当時の社会事業家たちには、重要な理論的根拠を提供するものであった。特に精神医学理論がケースワークに与えた教訓は、クライアアントのパーソナリティ、動機付けおよび情緒的欲求を深く理解するための事実の詳細な蒐集の必要ということであった。

一九三〇年の米国サイキアトリック・ソシアル・ワーカー協会の年次大会講演で、その会長ミルドレッド・C・スコヴィルは、「社会事業の分野で、あらゆるソシアル・ケースワークが、心理学的または精神衛生的側面をもつという理解」に到達したと述べているが、ここに「あらゆる」という包括的用語が示すものは、サイキアトリック・ケースワークの社会事業における重要性の主張に他ならない。折しも勃発した一九二九年恐慌の多年にわたる深刻な影響は、ハリ・ホプキンス (Harry Hopkins)、フランシス・パーキンス (Francis Perkins) のとき社会事業家たちをして、経済制度の影響に再び視線を転換せしめ、公的扶助の充実に奔走せしめることとなった。それはケースワークの関心を、単に個人としてのクライアントの内面性のみならず、彼とその家族およびコミュニティ諸制度との経済的・社会的関係にも向けるべきことを教えた。それにも拘らず第一次大戦後の米国社会事業の「社会変革よりも個人調整に、より大なる力点を置く」(ネイサン・E・コーン) 接近方法は、根本的には大きな変化を蒙ってはいない。前述したように、公的救済の拡充はソシアル・ケースワークをして却つて「治療焦点」(treatment focus) に集中せしめ、「ソシアル・ケースワーク過程の精練化が、ソシアル・ケースワーク専門職に在る人々の注意とエネルギーとを、依然として支配し続けた。」のである。

〔註1〕 Mildred C. Scoville, *An Inquiry into the Status of Psychiatric Social Work*, 1931, quoted by B. Wootton, Op. cit., p. 270.
〔註2〕 Nathan E. Cohen, *Social Work in American Tradition*, New York, 1958, p. 108.
〔註3〕 Charles I. Schortland, *Social Work in the 1960's*, in the Social Welfare Forum, New York, 1960, p. 38.

三

英国では、「フロイドへの屈服」は米国ほどのことはなかったにしても、精神医学 (psychiatry) の影響は、確かに社会事業家たちの用語や彼等の役割についての考え方に「革命」を生ずるに十分なものであった。バーバラ・ウイトン曰く、「僅か数年にして社会事業家は、事実上、経済的救済の衣裳を心理学的医学の開業医たちから借用したユニフォーム

専門社会事業の問題点

ームに着換えることに成功した。これらの転換は、どちらかと言えば無批判的讚美をもって一般から迎えられた。」と。
〔註〕 Barbara Wootton, *Op. cit.*, pp. 270-271.

同じような傾向は、いまその初期的段階にあるわが国の専門社会事業においても、その科学的雰囲気ゆえに相当程度に受けいられ、一種の心理主義ブームの現出に向いつつあると言うことができる。

私は社会福祉実践において、専門社会事業が心理的要因を重要視することを無意義とするものではない。社会生活における人間行動の心理的要因に関するかぎり、それは正当であり、且つ必要でもある。ただ、社会福祉ほんらいの課題を凝視する者として、他の重要側面を犠牲にする一面的特殊主義に陥るとき、心理主義の誤謬を徹底的に批判しなければならぬと考えているのである。

社会事業における心理学的側面の探求は、ソシアル・ケースワークにおける専門職的關係 (Professional relationship) の確立に、不可欠の貢献をしてきた。ケースワークの本質的課題として、リッチモンドが既述のごとく人間とその社会的環境の間の意識的調整をとりあげ、或いはゴルドン・ハミルトン (Gordon Hamilton) が、生物的・社会的有機体としての人間における内面的・外面的諸要因の相互作用における調整關係を挙げているとき、^{〔註一〕} 社会事業の前面に立つクライアントの社会生活における基本的欲求をめぐる不調整は、ただに心理的要因に限定せらるべきではないことは明らかであるが、そのことは心理的要因の重要意義を聊かも軽視することを許さない。専門社会事業の任務に関する根本的見解において、私の最も共鳴し得る立場を執るカナダのスピザン・バワース教授は、ケースワークについて、それが単に社会關係における個人を処遇するのではなく、環境における凡ての要素に關係する個人を処遇し、しかもそれは個人のある特別な一面ではなく、全人間としての個人を処遇するものであるとの見解から、諸家井以上のケースワーク定義を列挙して、^{〔註二〕} これを論評し、みずからは「ソシアル・ケースワークとは、人間關係科学についての知識および諸關係 (Relationships) における技能が、クライアントと彼をとりまく全環境との間をより良く調整するのに適切な個人の諸能力と

コミュニニティ資源とを動員するために用いられる技術^{〔註1〕}と定義している。ハワースは、意識的に心理主義一辺倒を排除する立場をとるけれども、しかも同時に他の諸要因と並ぶ重要な要素として、心理的要因を尊重しようとするのである。

〔註1〕 Gordon Hamilton, *Theory and Practice of Social Case Work*, 2nd ed., New York, 1952.

〔註2〕 Cora Kasius ed., *Principles and Techniques in Social Case Work*, New York, 1950, 101-103.

〔註3〕 Cora Kasius, *ibid.*, p. 127.

ソシアル・ケースワーク過程の基本的条件を分析するならば、専門社会事業における心理的要因の占むべき地位は、一層具体的に説明し得るであろう。ロンドンで開かれた第三回国際社会事業大会で、マーガレット・リッチ(Margaret Rich)の『個人的治療による社会的調整の現段階』という報告は、ケースワーク過程の基本的条件として、心理主義の優勢を示した一九三六年当時としては、バランスのとれた見解を示し、今日のわれらにも示唆するところが多いと思われる。リッチは、そこで五つの要件に触れている。^{〔註〕}

1 個人を心理的有機体として理解すること——しかしその有機体の機能は、その構造および内面的欲求並びに環境的諸条件・要求の相互作用的刺激により強制される特殊な展開によって決定されるものである。

2 個人みずからの社会的調整を為すための彼の能力を發展せしめるための基礎として、彼の困難並びに可能性を一層深く理解するために、彼が受けいれ利用し得る程度に応じて、心理的有機体についての理解を彼とわかち合うこと。

3 個人の荷負うには重過ぎる責任から彼を解放し、同時に彼自ら責任を負うべきであり且つ負い得るものを、彼の手に残しておくために、個人の能力と速度とを測定すること。

4 個人自らの社会的プログラムを造り出すに当って、教育的・医学的・宗教的・産業的等々の利用し得る諸資源の活用に対して、個人を援助すること。

5 個人が悦んで用語・非難・教訓的勧告にこだわることなしに在り得る自己を見出し、斯くして彼自身の基本的

感情と調和し、且つ彼に彼の個人的および環境的諸資源を活用する能力の増大に基く個人的適応を可能ならしめるように、個人との関係を確立すること。

〔註〕 Margaret Rich, *Current Trends in Social Adjustment through Individualized Treatment*, in 'The Report of the 3rd International Conference of Social Work, London, 1938, pp. 476-477.

そのような課題を果し得る有能なケースワーカーは、人間行動、社会関係、社会的諸資源に関する一定の知識体系、およびその知識を各個人の状況と関係せしめる技能とを備えていなければならないが、その重要な一環は心理学的洞察によって荷負われなければならない。そのような認識は米国的環境においてのみ言い得ることではなく、『欧州社会事業の新潮流』（一九五四年）の如き書にもみられる一般的な見解である。例えばここでは、ユーゴスラヴィアのプジッチ教授 (Pusic) は、社会福祉は「動機付け (motivation) を理解し、人々を在るがままに受容し、彼らの自助能力を評価し発達せしめようと、体系的努力を行う。」^{〔註一〕}と述べ、ノルウェーのトゥエンスフォルは、社会事業家が「社会的原因の多元性、および個人とその環境との心理的相互作用」^{〔註二〕}を理解する必要を強調している。

〔註一〕 Pusic, in *New Trends in European Social Work*, London, 1954, p. 84.

〔註二〕 Tjensvoll, in *ibid.*, p. 102.

四

ケースワークにおける専門的関係は、英国のヤング・ハズバンド (Eileen Youngusband) が指摘しているように^{〔註〕}、単にクライアントの当面する状況をワーカーが外部から観察し、それに即席的に解決を与えれば足りるのではなく、彼と彼の諸欲求と彼の諸関係とを、クライアント自らに受けとられているのと同じように理解することを必要とする。ワーカーは、その経験するがままの欲求挫折や満足をもつクライアントとの関係に入り込み、クライアント自身に受けとられているがままに相手を受けいれ、しかも同時に彼のおかれている状況の現実態をも亦明確に認識して、クライ

アント・ワーカー関係における専門職的技能を通して、クライアントをして自己並びに他者についてのより良き理解に到達せしめ得なければならぬ。ケースワーカーは、斯かるケースワーク関係を樹立するための科学知識体系・技能・訓練による専門的能力において、一般人の常識的レベルを引離し得なくてはならない。

〔註〕 Eileen Youngusband, in Cherry Morris ed., *Social Case-work in Great Britain*, 2nd ed., London, 1955, p. 199.

精神医学が、その理論構造の特質よりみて、クライアント・ワーカー関係の科学的確立をめざす社会事業家たちの格恰の宿り場を提供し得たことは、当然のことである。ヴァージニア・ロビンソン (Virginia Robinson) は、一九二六年の全国社会事業大会でケンワージー (Kenworthy) が、『ケース分析のエゴ・リビドー的方法』という発表によって、ケースワーク理論に齎した貢献を論じて、「当代のケースワーク領域に対する精神医学の価値は、いくら高く評価してもし過ぎることはない。」と賞讃し、「ケース歴のエゴ・リビドー的方法は、リッチモンド女史の診断的要約の社会学的原則を濳り抜けて、具体的な心理学的事実にまで到達し、経験と個人に対するその意味との間の関係分析を理解する力を常に鍛えることを必要ならしめてゐる。」と述べたのであった。精神分析学の社会事業への影響を示す例として、一、二の例を挙げよう。エリザベス・ハワース (Elizabeth Howarth) は、「パーソナリティ不調整の諸原因は、その多くは幼少期の出来事に根差している。」として、問題家族の両親の特異性もその幼少期経験に関する分析から説明されると信じている。アニタ・ファーツ (Anita Faatz) にいたっては、就職口や住居を求めるといふような単純な問題で社会事業機関へ行く場合にさえ、「援助局面の具体的現実^{〔註1〕}は、自我 (the self) の最深の葛藤の眞の投射を伴つてゐる。」といふのである。^{〔註2〕}

〔註1〕 Virginia Robinson, *A Changing Psychology in Social Casework*, Chapel Hill, 1930, pp. 85, 91.

〔註2〕 Elizabeth Howarth, *Scope of Social Casework in Helping the Maladjusted*, Social Work, London, July 1949, p. 331.

〔註3〕 Anita Faatz, *The Nature of Choice in Casework Process*, Chapel Hill, 1953, p. 43.

精神分析学派に属する人々にとっては、社会事業実践における過程・方法・技能の核心を為すものは、ソシアル・ワーカーとクライアントの関係における自我の訓練された使用に存する。他の凡てのことは第二義的且つ偶然的であり、ただその直接的な関係におけるワーカーの一層効果的な治療に役立つかぎりにおいてのみ、有意義なものとなる。対象の精神分析的理解を専門職的関係の重要要素と考えたゴルドン・ハミルトンは、「ケースワーク過程の中心にあるものは、治療の目的を達成するための意識的な、統制あるワーカー・クライアント関係の使用である。」として、「ケースワーカーは、時としては、クライアントが以前には知らなかった自分の概念と感情——それが受容し得るものであるうとなかるうと——についての注意を促がさなければならぬ。」「治療局面 (the treatment situation) は、感情を緩和し、エゴを支持し、彼の態度・行動型相に注意を向けさせることにより、本人の自覚を喚びおこすために用いられるものである。」と述べている。^(註1) 「関係の治療的使用」或いは、「diagnosis」「therapy」「treatment」というような医学的用語をもって、専門職的関係を語る場合、その核心を為すものは、ソシアル・ワーカーが、クライアントの局面にもち込んでくる凡てのもの、即ち彼の自然的素質、関係を形成し活用する遣り方、他者や生活に対する態度、過去の記憶、獲得された一連の価値感への理解とともに、特に無意識 (the unconscious) を社会事業過程に駆使する能力をもつことであった。一般人の自己理解能力以上の洞察能力を有するソシアル・ワーカーは、問題の表面のみではなく、その根底に秘められている、“something deeper”を見抜き、隠された心理问题へ掘りさげてゆく用意がなくてはならない。たとえ物質的援助を求めくる単純なケースであっても、その蔭にひそむ感情問題に分け入り得る洞察力をもたなければならぬ。ロビンソンは、児童に対するケースワークのサイカイアトリックな接近において「最も検討を要するのは外面的叙述ではなく、内面的叙述である。」との立場から、次のように述べている。「ソシアル・ケースワーク機能の用いる統計カードに示された諸治療サーヴィスのごとき事柄は、社会的ケース処遇に含まれるものの単なる骨組みまであるに過ぎない。肉であり血であるものは、ソシアル・ケースワーカーとクライアント、児童、養父母との間のダイナ

ミックな関係であり、個人がそのパーソナリティの十分可能な発達を願望し達成することを可能ならしめるようなパーソナリティ間の相互作用である。」と。^{〔註2〕}

〔註1〕 Gordon Hamilton, *Op. cit.*, pp. 22, 73 and 270.

〔註2〕 Virginia Robinson, *Op. cit.*, p. 99.

五

心理学や精神医学が社会事業一般に対して齎した貢献は、経済的救済に始まった社会福祉活動が、社会的不調整における他の諸要因を科学的に探求する態度を、先ず心理的領域において具体的に実践し始めたことである。心理学および精神医学はまた、ケースワーク関係の専門的確立に貢献した点においても十分に評価されなければならないが、就中、受容 (acceptance) 理論を深めることによって、ケースワーク関係を立体的な幅のあるものへと精練したことは、忘れることのできない功績である。

ロビンソンは、嘗つてミルフォードの社会事業大会で、クライアントにとって何が必要であるかを観察して、ワーカーのプランに基いてクライアントを援助することを意味するものとして、「参加」(Participation) なる語が用いられたことを、心理療法の立場からは未だ不正確であると批判しているが、^{〔註1〕}「受容」はそれよりはもっと含蓄のある用語である。しからば受容とは、何を意味するのか。「ソシアル・ワーカーが人々のために (“for” people) 何かを為したり、かれ等の意志に反してかれ等に何かを為すように説き伏せたりしてはならぬということである。」^{〔註2〕}「クライアントの自我がそれ自身の願望、指示、性質、能力についてのより偉大な発見に向っていく余地を残しておくことである。」^{〔註3〕}

〔註1〕 Virginia Robinson, *Op. cit.*, p. 114.

〔註2〕 Eileen Younghusband, *Op. cit.*, p. 724.

〔註c〕 Anita Faatz, *Op. cit.*, pp. 135, 72.

斯かる「受容」的接近は、「非審判的態度」(the “non-judgemental attitude”)と呼ばれているが、ソーシャル・ワーカーは社会的不調整によって困難に陥った人々、従つてその時々に従うべき行動基準に適合することに失敗する人々を對象としなければならないのであるから、非審判的態度は、実は社会事業本来の目標とは容易に合致し得ない微妙な問題を孕んでいるのである。何故なら、社会事業は人々の行動を「社会的に正常な」一定の方向へ変えていくことを目的のうちにもっているのであるから、ケースワーカーの目標には、不可避的に社会的規範(social norms)が前提として含まれざるを得ない。ソーシャル・ワーカーは、社会的に正常な生活水準の維持、またその正常性の概念の根底にある民主主義社会の道徳律保持の任務を托せられた社会の代理者である。従つてソーシャル・ワーカーは、一方では、クライアントの受容と彼の自己決定の権利とを断乎として擁護すべき責務を感じながら、他方では、クライアント自身は処置目標のいづくにあるかを知らぬけれども、ワーカー自身はクライアントを動かしていく処置目標を明確にもつていなければならない、という一見まことに矛盾した心境に立たしめられるであらう。

専門職的關係において、クライアントのために為し得る凡てのことというのは、彼の赴こうと望んでいる方向へ彼に情緒的支持を与えることであるとすれば、フランク・ブルノー (Frank Bruno) ^{〔註1〕} がいみぢくも指摘しているように、保護観察官のごとき權威を代表する人が、ケースワークを用いるということは、甚だ矛盾したことと思われるであらう。斯くワーカーの処置目標が、クライアントの意志に反するような彼自身についての理解の発達を求めている場合には、ワーカーの目標がクライアント自身の目標となることを、如何にして断念し得ようか。フロレンス・ホリス(Hollis)が、『ケースワーク実践の根底にある諸原理と仮定』という論文で述べていることは、非審判的態度の問題性に対する一つの見解を示すものである。曰く「自己方向付け (self-direction) の権利は、決して絶対的な権利ではない。」精神的に、或いは肉体的に病める者や社会的に危険なる者も、或る事情のもとでは少くとも年若く過ぎる者

と同じく、かれら自身の目標選択を許容され得ない。それ故にケースワーカーは「いかなる時に保護或いは指示への必要が自己決定 (self-determination) の原理にとって代るべきかを決定しなければならぬ。」と同時にまた「あまり簡単に、保護的処置が必要であると決定する」ことのないように、用心しなければならぬ^{〔註1〕}、と。

〔註1〕 Frank Bruno, *Trends in Social Work 1874-1956*, 2nd ed., New York, 1957, p. 288-89.

〔註2〕 Florence Hollis, *Principles and Assumptions Underlying Casework Practice*, Social Work, London, April 1955, pp. 46 and 44.

ここで問わなければならないのは、ソシアル・ワーカーの処置目標の基準とその実際の適用である。変化してゆく社会的条件のもとで、今日われらの社会生活上の基本的欲求の充足に必要な社会福祉基準としては、次のごとき諸条件を挙げる事ができる^{〔註〕}。(一)物質的窮乏を生じないための経済的保障、(二)窮乏と緊張関係を生じないための職業的保障、(三)身体的健康を維持するための適正な条件、(四)正常なパーソナリティの発達と維持のための精神的健康、(五)緊張を伴わず健全な人間関係における家庭生活、(六)集団生活の秩序。

〔註〕 Earl Lomon Koos, *The Sociology of the Patient*, New York, 1954, p. 214.

これら社会福祉基準の一般原則については、比較的容易に大衆の同意を得られるであろう。しかしその公式の実際の適用となると、社会福祉には医療の場合の健康水準というような一般的に認められる状態は確定されていないので、ソシアル・ワーカーの主観的判断に依存せざるを得ない。社会福祉研究者並びに実践家は、その時々々の社会発展の度合に即応して、個々のクライアントがどの程度まで前述の社会福祉基準に近附しているかを検討し得るような共同討議を積み重ねて、ワーカーの主観的視野のなかで動揺する適用尺度に、客観性を与えるようにしなければならない。

精神医学の方向をとる社会事業では、社会事業における規範の問題に対して中立性を維持することをもって、科学的であると考える傾向がある。しかしワーカーが、クライアント自身の決断にいたる過程を援助するのみで、その決断自

体が如何なるものであるかという問いに無関心であるのは、非現実的であり且つ無責任でもある。もしクライアントの特定規範に適應しようとする態度や行動を援助することが、ワーカーの目的とするところであるならば、その規範を検討し、それを明らかにしておくことが、当然の前提条件となる筈である。

私は最近、近わが国を訪れたカール・ロージャース教授(Carl Rogers)の非指示的カウンセリング(non-directive counseling)が、クライアント受容の深さを加える点に異議をはさむものではない。にも拘らず、社会福祉はそれを超えて進むべき領域をもっていることを忘れてはならないと思う。ニューヨーク市青少年局総主事が、いわゆる「攻撃的社会事業」(the aggressive social work)の立場について語るところは、その要点に触れている。「サーヴィスを人々に強制することは、人々が責任ある態度で、自分自身の事柄に対処するのに必要な自恃心と内面的な力との再建を援助しようとするわれわれの目的を崩すこととなるかも知れない。」ことを先ず認めながら、しかも進んで他の反面に論及しようとする。曰く「われわれはまた、その他の攪乱され困窮し打ちのめされた人々のためには、さらに突き進んだことをしなければならぬ。かれ等こそは、社会・保健・教育・宗教機関が、もし犯罪・精神病・アルコール中毒その他の社会病理的指数を減少せしめんとすれば、その処理方法を学ばなければならぬ問題の核心即ち、真実の挑戦なのである。われ等は、かれらの在処をつぎとめ、その必要とするような種類のサーヴィスを、かれ等の用い得るような仕方提供しなければならぬ。そのことは、ケースワークでは、個々の家庭に向いて行って、『ノー』とは答えさせないで、健康や環境問題への援助のような、何等か建設的な基礎に立つ局面と取り組んで、家族関係の微細な点にまで立ち入ることのできるまで進みゆくことを意味する。」「クライアントがケースワーカーのもとへくるのではなく、逆にケースワーカーがクライアントのところへ出て行くのである。」^(註)ソシアル・ワーカーが、社会における自己の地位を斯く攻勢的に位置づけようとする時、社会福祉における規範の問題を軽視することはできないのであるが、社会事業界では未だそのような関心は意外と思えるほどに少く、クライアント個人のプライバシー侵害の側面のみが多く語られている実状である。

専門社会事業理論の進展につれて、わが国でもやがてもっと実践上の具体的問題として取上げられると思われるのは、診断派 (Diagnostic School) と機能派 (Functional School) との論争である。両派の成立過程に歴史の変遷をもち、その対立には党派的感情をさえ伴っている米国のような背景をもたないわが国では、米国にみられるような激しい議論を喚び起すことはないであろうが、すでに診断派的理論および態度が相当に咀嚼され始めているわが国では、ロージャースの来朝を契機として、機能派的立場との対立が次第に表面化するに違いない。

診断派は、フロイドおよびその門下生の提唱するパーソナリティ理論に基いてケースワーク接近を行おうとするが、そこではパーソナリティ組織をワーカーの責任の中心に置き、人間のパーソナリティ、内面的葛藤、およびその行動に対する影響に関する理解から、治療的行為を展開しようとする。即ち治療は、個人の感情的欲求を彼の肉体的及び社会的環境との相互関係より生ずる攪乱を除去しようとする行為である。パーソナリティの葛藤は、人間行動における感情的经验の結果、殊に幼少期の情緒、不安感、欲求不満、罪障感など、凡ての欲求の満足に対する原始的欲動を意味する「イド」(“id”) と、人間社会における個人の役割、また宗教・倫理・文明の価値を知るといたる個人の社会化された力としての「エゴ」(“ego”) より生ずるものであるが、診断派はクライアントのエゴの力に支持的手続をとることによって、内面的緊張や外部的葛藤を解決し、統一ある個人へと再組織する責任を引き受けようとするものである。その全体的再組織、具体的には性格分析の全視野を占めるものは、全体的パーソナリティに他ならぬ。

これに較べて、ペンシルバニア大学のオットー・ランク (Otto Rank) の主唱に基く機能派ケースワークは、そのような全体的パーソナリティの全体的再組織というような、包括的接近を避けて、フロイド的概念では未だ知られていな

い人間のもつ創造的な組織力としての「意志」(will)を中心に、ケースワーク機能を、クライアントの攪乱不安状態を克服するための援助過程(“helping process”)に限定しようとする。クライアントは彼の生活のある部分において、その瞬間には唯一人では対処し得ず、それ故に助けを求めているのであるから、そのような社会的現実⁽¹⁾に直面しては、診断派のようにそのパーソナリティ構造の幼少期からの永い展望による全体的再組織を必要とせず、ただ現在における意志の機能的理解に基く援助を行えば足りるとする。このように、ケースワーク目標の部分化の結果として、機能派は診断派のようにクライアントに所属する全責任を背負わされることがない。ケイス・ルカス(Keith Lucas)は、診断派ケースワークが、他者の生活を処理し得ると考えることをもって傲慢であるとして、次の如く述べている。「人間が非合理的であるという次第に強められつつあるケースワーカーの確信の前では、自己決定は事実上、後退せざるを得ない。どのグループも、——先ず私生児の母親、次いで困難な児童の両親も——自己の決断を為す能力を欠くものと宣告される。……診断派は全クライアントに対する責任(responsibility for the whole client)を負うのみでなく、彼に対する全責任(whole responsibility for him)を^(註)背負わなければならない」^(註)。

〔註〕 Keith Lucas, *The Political Theory Implicit in Social Casework Theory*, quoted by Barbara Wootton, *Op. cit.*, p. 285.

診断派と機能派とは、今日の米國における激しい対立にも拘らず、将来の段階では、フリードランダー(Walter Friedlander)やアプティカー(Herbert Aptekar)の予測するように、綜合統一化に向うべきものであろう。しかしここで特に指摘して置かなければならないのは、この両派ともにフロイド主義的パーソナリティ理論の深みに陥り、社会事業の課題とする社会関係における不調整への対応が、本来的に要求する「社会」⁽²⁾的性格を軽視する危険にさらされていることである。マイルズの批判に先ず耳を傾けよう。「両派とも、人生の初期段階が個人のパーソナリティの鍵となるものと信じ、クライアントの遁け道として、長い言語的浄化法(verbal catharsis)の価値を信じ、両者の治療形式はクライアント中心的(client-centered)および関係支配的(relation-dominated)で、汎性論(pan-sexualism)を脱してい

ない。」と。ここに汎性論の烙印を捺されていることは、意味深重である。心理学諸派の諸要素、例えばフロイド、アドラー(Alfred Adler)、『ユング』(Jung)、『ランク』(Rank)、『ロジャース』(Rogers)等の理論からいかに総合説を纏めあげたとしても、またそれらの諸理論が、いかにパーソナリティと経済的・社会的状態との相互作用において説かれたとしても、心理療法を中心とする「ケースワーク過程」や「ケースワーク関係」の強調は、所詮、他の経済的・社会的・文化的諸要因を第二義的とする心理主義偏向の誤謬を免れず、社会事業における心理学的探求の正しい位置付けを忘れるものとの非難を脱却し得ない。

〔註〕 Arthur p. Miles, *Op. cit.*, p. 114.

近年、社会事業におけるパーソナリティ理論への偏向に対する限界意識が、各方面に次第に強められつつあるのは、悦ぶべき傾向であると言わなければならぬ。『社会的に方向付けられた職業の責任』(The Responsibilities of a Socially Oriented Profession)と題する論文のなかで、ラリー(Lurie)は「社会機関をわれわれの文化の一要素として理解することが不十分であり、またこれら機関の可能性(potentials)を文化的影響として把握することが、あまり行われていない。」ことを慨嘆し、また「ソシアル・ワーカーが、自己の生活やまた奉仕するクライアントの生活における不満足なモータレスや諸社会制度の意味するものに敏感でないならば、社会事業はその意味の多くを失うであろう。」と述べているのは、折から米国で主張され始めた「社会事業への『社会』の取り戻し」(putting the "social" back into social work)運動と思ひ合せて、示唆するところ大であると思われる。シャロット・トウルが、この新潮流の意味するところを解釈して、一には従来 of 精神分析模倣への通俗的な試みからの緩和の要求、二には家族は真空のなかではなく市井のうちに住み、人々は家庭内関係のみならず、家庭外に生起する事柄に影響されるといふ事実の理解に基くもの、と説いているのは注目すべきことである。米国においては、ソシアル・ワーカーの職業的タイトルは、精神医学というような特定領域の技術のみによって防衛され得ないということが、人間行動科学(science of human behavior)の成立

機運のややに熟するにつれて、次第に明らかになろうとしているが、わが国でも、未だ「夜明け前」の薄明りのなかにあるとは言え、米国において、パーソナリティ理論への偏向に対する反省の行われていることを理解しておくことは、決して無意味ではあるまい。

〔註一〕 Lurie, in Kasius, ed., *New Directions in Social Work*, 1954, pp. 45 and 50.

〔註二〕 Charlotte Towle, *New Developments in Social Casework in the United States*, 1955.

七

第一次大戦後の社会事業は、「社会の変革よりも、個人の調整により重点を置く」^{〔註〕}接近方向をとってきた。それは専門社会事業に、社会福祉そのものの高度化への跳躍台となる機会を提供したが、同時にまた社会福祉の前進に不吉な車止めの役割をも果たさせてきている。これからいよいよ専門社会事業を推進しようとしている日本のソシアル・ワーカーは、この事情を明確に認識して、欧米、特に米国において著しかった心理主義偏向による個人的側面への没入の誤謬を繰返さないように警戒しなければならない。

〔註〕 Nathan E. Cohen, *Social Work in American Tradition*, New York, 1958, p. 103.

米国では、心理主義優勢の影響のもとで、「ソシアル・ワーカーは何よりも“treatment focus”（治療焦点）に視点を置き、従前の基本的社会問題への視線を背後に押し遣る結果に陥った。一九六〇年の米国における全国社会福祉大会において会長スコットランド（Charles I. Schotland）の行った『一九六〇年代の社会事業』という講演は、米国の専門社会事業に一種の転換期を宣言する注目すべき内容を含んでいる。彼はそこで米国における貧困追放の重大意義を強調し、そのために完全雇用の維持、失業保険制度の改善、公的扶助への連邦政府の補助、社会保障・公的扶助給付の引上げ、移民労働者援助処置、公的扶助における居住期間制限規定の撤廃の六方向を示唆し、従来の社会事業のクライア

ント個人への一面的集中を排して、一方では心理療法、医学、社会科学の最新発見を、個人および集団を取扱う社会事業の応用技術として取り入れることと、他方には社会改良の伝統と基本的社会問題への関心とを、二点集中的にバランスをもって尊重すべきことを主張したのである。^{〔註〕}

〔註〕 Charles I. Schortland, *Social Work in the 1960s*, in *The Social Welfare Forum*, 1960, New York, pp. 20-41.

長きを厭わず、スコットランドの講演から若干の引用をしよう。曰く「私は、社会事業のこれら二つの側面——実践と政策、心理学的個別化と社会改良、個別化サーヴィスと社会状態の改善、直接的なサーヴィス推進とより広汎な予防プログラム、個人的治療と社会的リーダーシップ——を、社会事業の関与する個人的および社会的諸問題の解決への統一的接近として考えている。」「私は、個別化サーヴィスへのこの過度の集中は不健全であり、不必要なことでもあると信じている。個人的問題のための解決は、われわれが問題を全くワーカー・クライアント関係へ狭めてしまうのでないかぎり、広汎な社会問題から分離することのできないものである。多くの精神分析家たちはそのようなことをしたのであるが、私は社会事業家が決してそのようなことをしないように希望する。社会事業家として、吾々は社会福祉プログラムに影響を与える社会的政策が、社会事業家とは無関係に発展したり、先ず以って非社会事業家グループによって推進されることを、甘んじて許容してはならない。進取的な社会事業家は、この時代に斯くも重要性をもつ社会的政策をもって征服すべき多くの新しいフロンティアをもっているのである。」「社会事業家は、自己について抱くイメージを変えなければならぬ。われわれは単なる治療家でもなければ、貧民の友であるのみでもない。われわれは社会立法の社会的政策に貢献するための豊かな遺産をもつ専門家なのである。われわれは、社会的政策の諸個人並びに家族への実際の応用を援助し得るようにする人間行動に関する知識をもっている。就中、われわれは個人の可能性への深い信念とともに、社会問題を解決するための民主主義の方法への確信をもっているのである。^{〔註〕}」

〔註〕 Charles I. Schortland, *ibid.*, pp. 39-40.

私は、スコットランドの提言に賛成する。われわれの社会福祉活動の直面する社会的背景は、われわれが単に「まめ精神分析家やまめ心理療法家」(miniature psychoanalyst or psychiatrist)として働けば、解決し得るような安易な場処ではないのである。現代は、ジェオフリー・ヴィッカーズ卿 (Sir Geoffrey Vickers) が『無方向的社會』^{〔註1〕} (一九六〇年)なる書に示しているように、個人の福祉に急速な産業化が圧迫を加え、テクノロジーの急進にも拘らず「人間」の理解と防衛が軽んぜられて、人々は孤独なる旅人として、車軸に轆ぎ碎かれる時代である。エリッヒ・フロム (Erich Fromm) の『正氣の社會』^{〔註2〕} (一九五五年) やフリッツ・パーペンハイム (Fritz Papenheim) の『現代人の疎外——マルクスおよびテンニェスに基く解釈』^{〔註3〕} (一九五九年) が、鋭い筆先をもって描き出しているように「疎外」、即ち商品中心の非人格化社會のなかで、人間が self-estrangement, anonymity, means-centeredness, indifference, isolation, powerless ness, calculation, meaninglessness, disenchantment とような概念で規定されるような状況のなかを彷徨し、いっしょに自己疎外 (self-alienation) にまで追い詰められつつある世界なのである。その背景には、体制の深刻な問題が横たわる。それは、単に貧金問題にかかわってだけ語られる得るような領域だけではない。資本主義体制の生起する問題は、その矛盾の集中的表現を貧困階級に見出し得るけれども、問題の範囲はさらに広汎に諸階層にひろがり、他方面の社会的不調整を編み出している。その克服と予防のための戦いは、まさにスコットランドの語るように「社会事業家が自己について抱くイメージを変えなければならぬ」ことを要求しているのである。

〔註1〕 Geoffrey Vickers, *The Undirected Society*, Toronto, 1960.

〔註2〕 Erich Fromm, *The Sane Society*, New York, 1955.

〔註3〕 Fritz Papenheim, *The Alienation of Modern Man: an Interpretation Based on Marx and Tonnies*, New York, 1959.

最近着の雑誌“Social Work”(一九六一年十月号)に、ピッツバーグ大学のサムエル・メンチャー (Samuel Mencher) が寄稿している『社会的政策とは何か?』という小文は、近頃の米国社会事業界の感覚の推移を示していて興味深い。

そのなかに曰く、『社会的政策』は、過去十年間の間に社会事業界にひろく受け入れられるようになってきた。少くとも今のところ、社会的政策重視の強化は、『ソシアル・アクション』なる用語の使用の低調化と、ある程度まで関連しているであろう。時として、この二つのものは、『社会的政策とソシアル・アクション』というように、一緒に結びつけられて用いられてきた。このことは恐らく、政策形成はアクションと相い並ぶもので、アクションの先行条件でさえあるという認識を表明するものであろう。^(註)

〔註〕 Samuel Mencher, *What about Social Policy? Social Work*, New York, Dec. 1960, pp. 102-3.

米国の社会事業家において、このようにソシアル・アクションよりさらに進んで、社会的政策の領域にまで視野が拡大されてきたことは、社会福祉の発展の上から悦ばしいことである。米国にいう「社会的政策」(social policy)は、本的環境のもとで用いられる「社会政策」が、主として労働力の保全培養や産業平和の維持のための階級的政策を意味するのは違つて、社会的不調整の克服と予防を旨として、政策設定の指導原理としての現代社会の諸問題に対する一定の社会哲学的見透しを基礎に、専門的経験に基く社会的資料の蒐集提供によって政策樹立に持ち込む機能を意味している。コンミニティ・オーガナイザーは、主として地域社会のレベルで制度的不備と取り組み、個人と制度的集団の調整可能な条件を築こうとするが、そのソシアル・アクションは、その任務遂行の過程で、必然的に社会的政策を志向せざるを得ず、社会的政策推進の実際的必要から現代社会構造の具体的把握に押し遣られるとき、社会事業家は好むと好まざるとに拘らず、資本主義体制の疑問性に到達せざるを得なくなるのである。

しかし社会的政策への関心の拡大が社会事業に齎らす危険は、社会的政策がソシアル・アクションに托せられた本来の課題からの「ロマンティックな逃避」(メンチャー)の場所となり、ソシアル・アクションそのものは、地方行政をして官僚主義の泥沼に停滞せしめる結果に陥ることである。社会事業がその職分のうちにあるソシアル・アクションを十分に遂行し得ないで、社会事業の外延にある社会的政策に過大な期待を寄せるのは、機能遂行の順序を誤るものである。

ここでは先ず専門社会事業において、専門性の高いコミュニティ・オーガナイザーを養成して、その社会制度に対するひろい視野と現実的思考を通して、ソーシャル・アクションの機能を高めることが急務となる。わが国におけるソーシャル・アクションの研究は、専門社会事業今後の新課題とならざるを得ない。これと並行してはじめて、スコットランドの期待するような、社会的政策をもって征服すべき新フロンティアが、社会事業家にとって現実の問題となり得るし、社会立法や社会的政策に貢献し得る専門家としての地位も、新たに築かれようというものである。

八

日本ソシアル・ワーカー協会の結成の重要目的の一つは、「専門職としての社会事業」の確立にある。しかし社会事業の専門職としての性格は、以上に述べてきた欧米における社会事業発展の実態に照して、未だその目的および内容において不安定な要素を残していることを認めないわけにはゆかぬ。

約五十年前に、アブラハム・フレックスナー (Abraham Flexner) が、米国の社会事業家会議で行った『社会事業は専門職なりや』という講演では、社会事業を未だ一つの専門職とみることを差し控えたのであった。曰く「すべて、確立され容認された職業は、一定の専門的目的をもっている—— 医療、法律、建築、土木など、それぞれの領域には明確な区劃を設けることができる。」しかるにソシアル・ワーカーの場合には、「彼の出会う状況の多様性こそは、彼をして一の専門的行為者たるよりは、むしろあれやこれやの専門的機関を活用する仲介者たることを余儀なくするのである。」^{〔註一〕}英国においても専門職についての包括的研究を行ったカー・サウンダースおよびウィルソンの『職業論』^{〔註二〕} (一九三三年)も未だ社会事業を専門職のうちには数えあげていない。しかれば、社会事業が自己の権利として専門的地位へのタイトルを確保し得るためには、ソシアル・ワーカーが、医師、弁護士、建築家などに伍して、いかなる専門的技術および知識をもって、クライアントの要求に応じようとしているのか。

〔註一〕 Abraham Flexner, *Is Social Work a Profession?*—Proceedings of the National Conference of Charities and Correction, 42nd Annual Session, Chicago, 1915, pp. 585-6, quoted by B. Wootton, *Op. cit.*, p. 288.

〔註二〕 A. M. Carr-Saunders and P. A. Wilson, *The Professions*, Oxford, 1933.

私はいま「クライアントの要求」という言葉を用いたが、“client”という英語に代わるものとしては“applicant, inmate, case, patient”等の用語があり得るのであるが、この言葉の使用に責任をもつといわれるメリー・リッチモンは、その著『社会的診断』(一九一七年)において、特にクライアントという語を、低い段階より高い段階へと向上の途を経験してきた言葉として、尊重しようとしている。^{〔註三〕}即ちそれは最初は“a suitor”(請願者)或いは“a dependant”(被扶養者)を意味したが、やがて“one who listens to advice”(助言に耳を傾ける人)さらには“one who employs professional service of any kind”(何等かの種類の専門職的サーヴァンスを用いる人)を意味するものへと変化したのだというのである。それを聴けば、「クライアント」とは良い言葉である。その「専門職的」の意味するものを、われわれは最後にもう一度ここで吟味してみることがあると思う。

〔註三〕 Mary Richmond, *Social Diagnosis*, New York, 1917, reprinted 1925, p. 38.

「クライアント」とは誰なのか？ 私は嘗て『社会福祉学』誌創刊号における拙稿『社会福祉と諸科学——社会福祉研究の方向を求めて』(一九六〇年)に、社会福祉を定義して、「社会福祉とは、その置かれたる社会体制のもとで、人間の社会生活上の基本的欲求の充足をめぐる個人と制度的集団との間に成立する社会関係において、人間の主体的および客体的条件の相互作用より生起する諸々の社会的不足或いは不調整関係に対応して、その充足、再調整、さらに予防的処置を通して、社会的に正常な生活を実現せんとする公私の社会的活動の総体を意味する。」^{〔註四〕}と述べた。而して社会関係における不充足或いは不調整は、社会関係そのものの本質よりみて、その発生原因を主体的側面としての個人のパーソナリティのなかに求むべき場合もあれば、客体的側面としての制度自体のうちに求むべき場合もあるのである

専門社会事業の問題点

から、クライアアントに対する接近は、これら主体的および客体的の両側面から行わらるべきことを明らかにした。この場合、クライアアントは、これら両側面のいずれの側面かに分解せられる前に、先ず両側面からの接近の接合点に立つ統一的人間、即ち“the whole human being”として理解されることを必要とする。他の職業では、関心の焦点が個人の健康・教育・法的関係などの部分的に分割された具体的側面に向けられるのに対して、既述のラリーは、社会事業における関心の焦点が「全体としての個人」(the individual as a whole)に向けられる点に、社会事業が他の職業と根本的に区別される点があることを指摘しているのは意味深いことである。

〔註1〕 嶋田啓一郎『社会福祉と諸科学—社会福祉研究の方向を求めて』社会福祉学第一巻第一号、一九六〇年、一三頁。

〔註2〕 Lurie, *The Responsibilities of a Socially Oriented Profession*, in Cora Kasius, ed., *New Directions in Social Work*, New York, 1954, p. 36.

そのことは前にも述べたように、社会事業の諸機能が、広範囲に展開されるべきことを求めるものであり、専門社会事業が、サイキアトリック・ケースワークやメディカル・ケースワーク等々の、各々の独自の限定領域の知識をもって足れりとするのできない共通の基礎に立つことを意味する。“generic social work”の訓練の必要が強調されるに至った理由も、そこにある。ハーバート・ストロウプ (Herbert Stroup) は、近年の急激な社会的変化のなかで、社会事業の陥るジレンマの一つとして過度の専門化 (overspecialization) を挙げ、社会事業が他の先輩の諸専門職の職業的^(註)性格を模倣するに急なるのあまり、自律性追求に拘泥して、「全人」的視野を喪失することの誤謬を衝いている。人間の価値は、存在の緊張 (stress and strain) への適応だけで防衛し得るものではない。私は、精神医学や心理学が社会事業に寄せた貢献を高く評価するものの一入であるけれども、それらがいわゆる「社会的背景のなかの個人」(the individual in the social setting) としてのクライアアントの問題解決に、従来の如き過大な自信をもつとするならば、それは“social-scientific naiveté”と評すべきであると考える。そこでは、社会事業家におけるソシアル・アクション

や社会的政策の緊急性の主張は無視されざるを得なくなるのである。

〔註〕 Herbert Stroup, *Social Work's New Era*, in *The Social Welfare Forum*, 1960, New York, pp. 71-72.

私はソロキン (Sorokin) の『社会・文化・パーソナリティ』(一九四七年)に展開しているような、経済学、心理学、文化人類学等を社会関係の側面から社会学をもって統一的に理解せんとする学問的方法論〔註し〕に心惹かれる。私が先に述べたような社会福祉の定義からみるならば、社会関係における不調整の分析は、当然ソロキンの意味での社会学を重視する立場に導かれざるを得ない。しかし社会福祉における問題対応は、いかに広汎な含蓄をもつ社会学的理念をもつても、十分に果たし得るものではない。サムエル・メンチャーが「われわれであろうと他の誰であろうと、このことに対しては、社会学が『嘗つて社会科学のなかで行ってきたような『社会的政策科学の女王』(the "Queen of the Social Policy Sciences")たるかのごとき見せかけを行うわけにはゆかぬ〔註s〕」と言ったことを思い出す。私は、ヘンリー・マーズが (Henry Maas) 社会学的役割概念を中心に、ソシアル・ケースワークの技術を展開しようとした企図〔註o〕に強い関心を抱くけれども、それによつて社会福祉の課題が果たし了おせるとは思わない。ここでは、社会福祉研究を社会学概念よりもより広汎な「人間行動科学」を基礎科学として展開する一層幅のある態度が必要である。将来における人間行動科学の発展に並行して、専門社会事業研究も向上し得るのであつて、社会科学の現段階においては、寛容と忍耐をもつて、社会的不調整をめぐる諸科学の発言に耳を傾けなければならない。

〔註一〕 Pitirim A. Sorokin, *Society, Culture and Personality: Their Structure and Dynamics*, New York, 1947.

〔註s〕 Samuel Mencher, *Op. cit.*, p. 103.

〔註o〕 Henry Maas, *Social Casework*, in Walter Friedlander, ed., *Methods and Concepts of Social Work*, New York, 1957.

人間行動科学という概念は、米国に生まれた概念である。それは米国的環境の特殊性から、生活行動の分析を行うに当つて、経済的要因の探求を不当に弱めているという印象を避けることができない。いくら米国であつても、専門社会

専門社会事業の問題点

事業の推進が、経済的・社会的状態の改善への関心を「ほどほどにして」済ませ得るとするならば、既述のような全米社会福祉会議におけるスコットランド会長の警告演説は無用であった筈である。私は日本のソシアル・ワーカー協会が、経済的要因を軽視する誤謬に陥らないことを切に期待する。心理的個別化、個人的治療を尊重するということが、日本における特異な経済的・社会的環境の軽視に導くことがあるとするならば、専門社会事業は禍いなるかなと言わなければならない。「多数者の生活する環境があまり不健全であるために、時間と金を食うケースワーク方法は、必然的に、処遇を要する人々のうちの極く一部分に限定されている。」というブラウン(Ester Lucile Brown)の嘆息は、日本においては一層切実な響きをもつ。

(註) Ester Lucile Brown, *Social Work as a Profession*, New York, 1942, p. 184.

わが国の専門社会事業推進に志す人々にとって、常に念頭に置くべきは、日本における経済発展と国民大衆の貧困創出との必然的關係である。最近のいわゆる所得倍増ムードのなかでの勤労者相互間の賃金格差の縮少は、勤労者一般の貧困解消を齎らし得るかのような誤まった理解をうみ出している。しかし資本蓄積の急進を本命とするわが国経済の歩みは、今後久しきに亘って「日本的貧困」の特殊性を解消し得ない運命におかれている。

資本蓄積は生産力の拡充、従って労働の生産性を引上げ、貿易におけるフロンティアを拡大し、生活水準の向上に貢献する。しかし資本蓄積が進むためには、利潤が大であり且つ資本形成に伴う犠牲即ち利子率が低くなければならぬ。しかるに生活水準低く節約の余地の少い国民から貯蓄を誘引するとすれば、利子率はおのずから上昇せざるを得なくなる。利子率高くして尚且つ資本需要に対応する貯蓄をもち得ない日本では、インフレーションとオーヴァ・ローンという形で、政府と市中銀行とが資金造成を試みる。明治維新以後、今日にいたるまでの日本に高度の資本蓄積を可能ならしめたものは、国民生活水準の低さに支えられる高率の貯蓄、低廉豊富な労働力、上層所得層の投資意欲をそそる所得分配の格差、海外市場の獲得とともに、かかる政府と市中銀行の資金造成政策であったことを忘れてはならない。

第二大戦にいたる七十五年間に、国民所得の伸びは約十倍であったが、人口増加は二倍半であった。この計算よりすれば生活水準は四倍に上昇し得る筈であったが、実際には二倍余の上昇にすぎない。このように生活水準の犠牲において高率の投資率を続け、しかも資本投資が工業中心に展開されたところでは、国民の四割に近い農民は窮乏化の方向を辿らざるを得ない。国民所得倍増計画は、後進国日本が過去に経過した資本蓄積急進の過程を根本的に変更することによって、達成されない。それは、大衆の生活水準向上を犠牲として、上部所得層には繁栄を齎らし、富の偏在傾向を強める日本の社会環境をつくりだす。

それが専門社会事業の展開さるべき日本の社会的背景である。物質的条件の不備に喘え、貧困者層を主要対象として活動するソーシャル・ケースワーカーは、その現実的地盤を忘れるべきではない。生活保護法に言う経済的保護と自立の助長は、社会福祉の本質から言えば飽くまで統一的に理解さるべきものであって、両側面が機械的に分離されたり、まして一方が他方を排除する関係におかれたりしてはならない。専門社会事業が特に経済的保護を軽視しては、社会福祉活動としての意義をもたなくなるわが国の客観的事情を考慮して、われわれは公的扶助におけるケースワークの在り方を、何よりも先ず厳密に研究する必要があるであらう。専門社会事業が公的扶助のなかでその課題を果し得ないならば、他のどの領域で成功しても、日本におけるソーシャル・ワーカー協会の存立の意義は、半減すると言わなければならない。専門社会事業は、欧米の成果に学ばずしては、急速な発展を遂げることのできない側面をもっている。それゆえにわが国の専門社会事業が、海外からの知識導入において誤りを犯さないように警戒するために、私は現下の専門社会事業の問題点を、海外の諸文献のなかから探り当てようと試みてきた。しかし斯くすることによって、私の真に念願していることは、わが国の社会的風土に適確に即応した専門社会事業の展開である。日本ソーシャル・ワーカー協会成立の意義を、おろそかにはしたくないのである。